

ガソリン税「暫定税率」の廃止ならびに、関連事業者と自治体への財政措置を求める意

見書

依然として物価の高騰が国民の暮らしを直撃している現状に鑑み、ガソリン税の「暫定税率」はただちに廃止すべきである。

また、ガソリン税の「暫定税率」の廃止に伴い、事業者や地方公共団体に影響が出ないよう政府に必要な財政上又は法制上の措置を求める。

- 1 ガソリン税の「暫定税率」をただちに廃止することを求める。
- 2 ガソリン税の「暫定税率」の廃止が円滑に実施されるようにするため、揮発油の製造者又は販売業者に負担を極力及ぼさぬよう、必要な財政上又は法制上の措置を講じることを求める。
- 3 地方揮発油譲与税額の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼさぬよう、減収額を地方公共団体に補填するための必要な措置を講じることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。